

第 4205 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 3月23日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 課税売上が5億円超の事業者の課税仕入

Q：来年4月から、課税売上高が5億円超の事業者は、課税売上割合が95%以上であっても、原則どおり、仕入税額控除の計算をしなければならないそうですが、どのように計算するのですか？

A：2通りの計算方法があります。

【解説】

今年度の税制改正では、来年4月以後に開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高が5億円超の事業者は、課税売上割合に関わらず、原則どおり、仕入税額控除の計算をしなければならなくなっています。

仕入税額控除の計算方法には、次の2つの方法があります。

①一括比例配分方式

次の算式で計算する方法で計算は簡便ですが、2年間の継続適用が義務付けられています。

課税仕入れ等に係る税額×課税売上割合

②個別対応方式

この方式は、課税仕入れ等の税額を課税売上のみに対応する課税仕入れ、非課税売上のみに対応する課税仕入れ、両方に対応する課税仕入れに区分した上で、次のように計算する方法です。この方式は、課税仕入れを区分する手間がかかりますが、課税売上にのみ対応する課税仕入れが多い場合には、有利になります。

課税売上にのみ対応する課税仕入れ＋（両方に対応する課税仕入れ×課税売上割合）

